

奈良県教育委員会教育長訓令第十号

県立学校

奈良県立高等学校等職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第7号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 大石 健一

第十六条中「教職員課」を「福利課」に改める。